

財務省告示第百号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年三月三十日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十九年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	四三トン
三	一トン
四	二六、四九三トン
五	一、二六一トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
三四六トン	八六〇トン	一一、五五トン	一一六、四五九トン	三五、四六六トン	三三六トン	五二七、三八六トン	一、四三一、三四六トン	五、一五五、三八トン	八四、九四二トン	五、一三三トン	五、八八トン	三九、一三二トン	三・九五トン	一・三三トン	一二トン

二九	九二九トン
二八	一二トン
二七	一四、六二九トン
二六	三、八七四トン
二五	トン
二四	二二トン
二三	五、三五八トン
三三	一一二トン
三一	三九、四二四トン